

令和6年度事業計画について

I.基本方針

シルバー人材センターは、地域の日常生活に密着した「就業機会の提供」をするとともに、高齢者がボランティア活動をはじめとする社会参加・社会貢献を通じて、健康で生きがいのある生活を送る「生涯現役社会」の実現と、地域社会の福祉の向上・活性化を目指しています。

喫緊の課題として、昨年10月から消費税制度の適格請求書等保存方式「インボイス制度」が導入されたことで、センターに課される新たな税負担は運営上の大きな負担となっています。

また、今秋にはフリーランス新法と呼ばれる「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（令和5年法律25号）が施行される見込みです。

内閣官房による令和2年（2020年）の実態調査によると、組織に属さずに働くフリーランスは、推定で約462万人いるとされています。シルバー人材センターの会員も、基本的には個人事業主であることから、フリーランスに該当します。

フリーランスには、取引先とのトラブルを経験した者が多いことや一つの発注者に大きく依存しやすく受注の安定性に欠ける傾向があることなどから、フリーランスの事業者としての権利や立場を保護することが喫緊の課題となっています。

施行後は、業務内容や報酬額等の契約条件を書面で交付することが義務付けられるほか、規定されるフリーランスへの禁止行為等に違反した場合には指導、勧告、命令等の行政上の措置が執行されることになっています。

この流れの中で、政府においてシルバー人材センターの契約方法を現行の「発注者とセンター」および「会員とセンター」の2段階契約から「包括的契約（仮称）および就業規約（仮称）」方式に見直すことが検討されています。

施行後は、シルバー人材センターとしても、事業を請け負う際の見積りの仕方や会員との契約方法など、見直さなければならない事項が多く生じることとなり、混乱が予想されることから、国の動向に注視するとともに、全国シルバー人材センター事業協会や県シルバー人材センター連合会と連携を図りながら、慎重に対応していく必要があります。

当センターでは、引き続き第2次中長期計画に基づく令和6年度の目標と取り組むべき具体的事業の方向性を定め、共に働き、共に助け合っていくことを目指す「自主・自立、共働・共助」の理念のもと、会員の高齢化等も踏まえて、高齢者の受け皿としての機能を十分果たし、「社会の支え手」として実践できるよう、会員・役職員が一丸となって事業の推進に取り組んでまいります。

事業目標

事業項目	目標値（請負）	目標値（派遣）	計
会 員 数	454人		
女性会員数	181人		
粗 入 会 率	2.80%		
就 業 率	82.0% ※1		
契 約 高	148,000千円	60,000千円	208,000千円

※1 就業率は請負・委任の数値

Ⅱ.重点事項

1 会員の確保と拡大

会員数の確保は組織の安定運営の根幹をなすものであり、さらなる会員拡大への取り組みは当センターが地域社会において、その役割を果たしていくために最も重要な課題の一つとなっています。全国的に大幅な減少が続く中で、当センターでは近年の勧誘イベントや新会員紹介報奨制度が奏功し、会員数は横這いで推移しています。新たな令和6年度の目標数に基づいて、引き続き会員拡大の取り組みを推進します。

- (1)特に女性会員の入会促進を目指して、加入拡大への取組みを強化します。
- (2)市広報紙、ホームページ、センター広報紙「シルバーだより能美」などへ定期的にシルバー会員の募集を掲載します。
- (3)募集パンフレット等を作成して、会員による新会員紹介報奨制度によるPR活動を展開します。
- (4)ハローワーク小松における会員募集説明会を毎月2回展開します。

2 安全・適正就業の推進

会員の就業については、能力と体力に見合った仕事を通じて「健康・生きがい・社会参加」を希望する高齢者等に、安全に遂行できるようにすることが重要課題であります。

- (1)就業の機会を提供するセンターでは、就業人員を配置する際は会員の内容確認や入会申込書を参考に会員へ提供し、安全就業の適正を推進します。
- (2)会員の事故防止を図るため、安全・適正就業委員会の現場巡回パトロール、安全作業の周知徹底を行います。特に本年度は、昨年度に頻発した損害賠償事故の「事故ゼロ」を目標に掲げ、安全対策に注力して快適に就業できる環境づくりに努めていきます。
- (3)意識啓発を図るため引き続き、安全パトロールの実施、各種研修会への参加を促進します。

- (4) 適正就業については、厚生労働省からの「適正就業ガイドライン」をもとに請負・委任、派遣、職業紹介の就業形態について厳正な業務を推進します。
- (5) シルバー人材センター事業は、高年齢者が自主的に働くことを通じて就業率の向上、さらなる地域社会の一員として、会員が健康で生きがいのある生活を営むことを目的とするもので、市の特定健診の受診や日常健康管理・体力づくり等の指導・助言に努めます。

3 普及啓発活動の実施

センター事業への信頼と理解が得られるよう、一般家庭・民間事業所・公共団体等に対して周知啓発を行うとともに、効果的・効率的な普及活動を推進します。

- (1) 能美市広報紙等に就業開拓及び会員募集などの情報を掲載します。
- (2) 会員募集及び就業開拓のパンフレットを作成しポスティングを実施します。
- (3) 市・各種団体主催のイベント会場での普及啓発活動に努めます。
- (4) センター発行の「シルバーだより能美」会報の全戸配布、ホームページを活用した広報活動を推進します。
- (5) 奉仕活動（ボランティア）へより多くの会員が主体的に参加できるよう環境づくりや相互交流の促進に向けた醸成を図ります。

4 就業機会提供事業

(1) 雇用によらない就業機会の提供

地域に密着した高年齢者に相応しい仕事を一般家庭、民間企業及び公共団体から有償で引き受け、能力、希望等に応じて請負又は委任という形式で就業機会の提供に努めます。

(2) 雇用による就業機会の提供

- ① 石川県シルバー人材センター連合会との委任契約による労働者派遣事業（シルバー派遣事業）を引き続き行い、事業所との連絡調整及び派遣就業を希望する会員へ就業機会を提供します。
- ② 石川県知事の指定を受けた業種及び職種については、業務拡大が可能であることから、企業や公共団体が求める就業形態に対応することができるため、より一層労働者派遣事業の事業拡大に努めます。
- ③ 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高年齢者に対して就労機会を提供する職業紹介事業を推進します。

5 就業先の開拓

就業機会の拡大を図るため、発注者のニーズを的確に把握し、民間企業への訪問や受注内容を紹介したパンフレット等により新規就業先の開拓と既存契約先における継続就業の維持に努めます。

6 研修・技能講習会の開催

- (1) 石川県シルバー人材センター連合会等が主催する各種講習会・研修会への参加や新会員に向けた技能向上のため、植木剪定・刈払機などの研修会を開催します。
- (2) 会員のための「接遇研修会」や「健康講座」などを開催し、会員の接遇マナーの向上や健康増進を図るため健康診断の受診を奨励するなど、自らの健康管理の重要性について啓発を図ります。

7 組織体制の充実

- (1) 当センターの機能充実を図るため、事務所の拡張と会員のサークル活動や研修ができる施設の確保に努めていきます。
- (2) 公益社団法人の認定基準に従い、当センターの適切な運営に努めます。
また適切な運営と情報共有を期すために理事会を2か月に1回開催し、当センター事務のチェック機能の充実を図っていきます。
- (3) 職群班を中心に業務の効率化と組織全体の円滑な運営を図ります。
また地域間の相互協力を進め、当センター全体の機能性を高めていきます。
- (4) 会員と事務局との連携を確実にし、顧客ニーズの把握に努めることで当センターの機能と信頼度を高めていきます。

8 調査研究事業

役員・会員の資質の向上とセンター事業発展のための先進事例等の調査や先進センターの視察研修等を計画します。

9 イベント事業の開催

恒例となりました感謝祭は、当センターが日頃の感謝の気持ちと、「加賀丸いも」や「国造ゆず」、「剪定枝葉チップ」等、自主事業で生産した商品や会員が丹精した農産物の販売促進を図るため、例年11月下旬に開催しています。

前年の反省点を踏まえ、今後も皆様に喜んで戴けるイベントとして、より一層内容の充実を図りながら盛会となるよう知恵を絞り、開催を計画します。